

4) 認定小規模食鳥処理場別確認状況

		計	小計 鶏	有限会社 トミヤマ・ スープ食品	宮崎かもか も 倶楽部	天狗の丘 食鶏処理 場	有限会社 フレッシュ バルバリー	小計 あひる	宮崎かもか も 倶楽部	有限会社 フレッシュ バルバリー
食鳥の種類				鶏						あひる
稼働日数				72	5	9	2		22	28
確認羽数		16,619	11,513	10,864	83	555	11	5,106	1,974	3,132
異常の有無の 確認	生体の状況	廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
	体表の状況	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
	体壁内側 面の 状況	廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
	内臓の状況	当該臓器 廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
		内臓全部 廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄羽数の合計	全部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一部廃棄	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 精密検査業務

1) 精密検査実施状況

畜種 疾病名	生後1年以上の牛			豚		
	検査頭数	と禁	全廃	検査頭数	と禁	全廃
膿毒症	0	0	0	80	0	80
敗血症	2	0	0	99	0	68
豚丹毒	-	-	-	87	0	35
その他の微生物(豚赤痢等)	0	0	0	5	0	1
黄疸	0	0	0	0	0	0
尿毒症	0	0	0	0	0	0
腫瘍	0	0	0	13	0	12
白血病	0	0	0	0	0	0
変性	0	0	0	5	0	5
炎症	0	0	0	8	0	8
水腫	0	0	0	0	0	0
抗菌性物質残留	0	0	0	1	0	0
その他(熱性諸症)	0	0	0	1	1	0
計	2	0	0	299	1	209

2) 腸管出血性大腸菌検査実施状況(牛)

	糞便
検体数	100
陽性件数	1

3) TSE検査実施状況

	牛	めん羊	山羊	計
検査頭数	1	0	0	1
スクリーニング 検査陽性数	0	0	0	0

※牛については平成 29 年 4 月 1 日から、めん羊・山羊については平成 28 年 6 月 1 日から、神経症状等を呈するものについて検査を実施するよう法令の改正がありました。

4) 残留抗菌性物質検査実施状況

① スクリーニング検査

畜種	計				一般畜				病畜			
	検査 頭羽数	陽性件数			検査 頭羽数	陽性件数			検査 頭数	陽性件数		
		肝臓	腎臓	筋肉		肝臓	腎臓	筋肉		肝臓	腎臓	筋肉
牛	76	0	0	-	72		0	-	4	0	0	-
豚	476	0	1	0	336		0	-	140	0	1	0
鶏(ブロイラー)	1626			0	1626			0				
計	2178	0	1	0	2034		0	0	144	0	1	0

② 収去検査(モニタリング検査等)

畜種	抗生物質				合成抗菌剤			
	検査 頭羽数	検査件数		陽性 頭羽数	検査 頭羽数	検査件数		陽性 頭羽数
		腎臓	筋肉			腎臓	筋肉	
牛	3	0	3	0	3	0	3	0
豚	6	0	6	0	6	0	6	0
鶏(成鶏)	0	-	-	-	0	-	-	-
鶏(ブロイラー)	6	0	6	0	6	0	6	0
あひる	0	-	-	-	0	-	-	-
計	15	-	15	0	15	-	15	0

5) 枝肉等拭き取り検査実施状況

畜種	検査頭数	検体数
牛	50	100
豚	100	200
計	150	300

6) 牛枝肉のグリア繊維性酸性タンパク残留検査実施状況

畜種	検査頭数	検体数
牛	8	16

7) 食肉中の放射性物質検査実施状況

	牛	馬	豚	めん羊	山羊
検査頭数	110	0	42	14	0
違反件数	0	0	0	0	0

4 衛生指導及び情報還元等業務

1) と畜場の監視指導状況

①施設監視及び文書点検

項目	実施回数	指導件数		
		と畜場の衛生管理	と畜業者等の講ずべき衛生措置	その他
施設監視	2	8	5	5
文書点検	2	0	2	3

②食肉輸送車輛の衛生監視指導状況

実施月日	実施対象	内 容
6月1日～ 6月30日	関連車輛 25台	① 輸送車輛の衛生監視指導 ② 食肉衛生啓発用リーフレットの配布 ③ 検査済ステッカーの交付 ④ 荷台のATP拭き取り検査

2) 食鳥処理場及び認定小規模食鳥処理場の監視指導状況

処理場名		監視件数		指導内容		
		通常監視	重点監視	食鳥処理場の衛生的管理	食鳥肉等の衛生的取り扱い	その他
食鳥処理場	株式会社ウェルファムフーズ 宮城事業所	259	12	47	10	0
認定小規模 食鳥処理場	有限会社 トミヤマ・スープ食品	2		0	0	2
	天狗の丘食鶏処理場	1		4	0	0
	宮崎かもかも倶楽部	3		1	0	0
	有限会社 フレッシュバルバリー	2		1	0	2

通常監視：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第11条に基づく指導及び助言を実施した。

重点監視：食鳥処理場の衛生保持のためHACCP方式による衛生管理指針に基づき、食鳥処理衛生管理者が行う自主衛生点検に食鳥検査員が同行し、随時指導及び助言を実施した(1回/月)。

3) 衛生講習会, 検討会等実施状況

実施月日	実施対象(参加人数)	内 容
R2 4月21日	宮城県食肉流通公社	第1回 HACCP連絡会議 ・食肉衛生検査所による外部検証について ・みやぎチャレンジHACCP事業について ※新型コロナウイルス感染症対策のため資料による情報共有
R2 6月18日	宮城県食肉流通公社 (3名)	第2回 HACCP連絡会議 ・HACCP外部検証について ・拭き取り検査結果について ・夏期衛生講習会の開催日程について
R2 7月2日	宮城県食肉流通公社 (4名)	と畜場重点衛生監視 ・合同監視および文書点検の結果について
R2 7月8日	認定小規模食鳥処理業者 (7名)	衛生講習会 ・認定小規模食鳥処理場におけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理について 講師 4名
R2 8月4日 8月5日 8月19日	宮城県食肉流通公社 他 (101名)	夏期衛生指導強化月間 衛生講習会 ・肉類による食中毒と衛生的な手洗い ・HACCPについて 講師 2名
R2 9月9日	宮城県食肉流通公社 (3名)	第3回 HACCP連絡会議 ・外部検証について ・内部検証について
R2 10月8日	宮城県食肉流通公社 (2名)	第4回 HACCP連絡会議 ・外部検証について ・微生物試験実施枝肉についての情報共有について
R2 11月12日 12月17日	宮城県食肉流通公社 他 (6名)	第5回 HACCP連絡会議 ・HACCP外部検証・微生物試験の実施についての調整
R3 1月28日	宮城県食肉流通公社 他 (6名)	第6回 HACCP連絡会議 ・HACCP 外部検証・微生物試験の実施についての調整
R3 2月18日	宮城県食肉流通公社 (3名)	と畜場重点衛生監視 ・合同監視および文書点検の結果について

4) 情報還元実施状況

と畜検査結果を関係機関や畜産生産者等に還元し、情報交換等の連携を強化し、疾病の減少に向けた有効活用を図る。

情報還元事業	件数
と畜検査結果の情報公開	116
検査所だよりの発行	4

証明書の交付	件数
と畜検査証明書の交付	42
対香港輸出衛生証明書の交付	46
対ベトナム輸出衛生証明書の交付	3

5) 外部研究機関等検体採取状況

研究等の目的で依頼のあった機関に対して検体採取に協力した。

目的	畜種	検体	採取件数	採取検体総数	採取機関
教育	牛	卵巣・子宮	0	0	種豚業者, 県畜産試験場, 県保健環境センター
	牛	蹄付き足	0	0	
調査	豚	鼻腔	3	60	
	豚	肺	7	124	
	豚	血液	5	70	

6) みやぎ出前講座の開催

- ① 目的: みやぎ出前講座「食肉のできる工程と食肉検査」の講義
- ② 開催日時: 令和3年1月27日(水) 10時15分から11時15分まで
- ③ 実施会場: 宮城県登米合同庁舎203会議室
- ④ 団体名: 農業大学校 畜産学部
- ⑤ 参加人数: 計14名

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防対策のため当所におけるオープン・ラボ事業の実施を控え、各団体の要望に応じてみやぎ出前講座を実施しました。

Ⅲ 調査研究

番号	調査研究テーマ	研究者	報告学会等
1	HPLC-FLによるキノロン剤試験法の検討	○佐藤 政人, 上村 健人 ¹⁾	
2	と畜場に搬入された豚におけるレプトスピラ保菌状況調査	○額田 優花, 猪股 建太 ³⁾ , 佐々木 秀樹	
3	管内食鳥処理場へ搬入された家禽のカンピロバクター及びサルモネラ属菌保有状況調査	○工藤 剛, 鈴木 功	
4	と畜場における繁殖用雌豚の膀胱炎	○福田 純子, 小野 聡美	
5	豚の腎芽腫	○浅沼 まりな, 大井 啓希, 関 浩	
6	宮城県産牛肉の放射性物質検査実施状況について	○猪股 建太	・環境衛生技術職員研修会
7	新任と畜検査員用疾病カラーアトラスについて	○西條 怜央, 福田 純子, 西村 英之 ²⁾ , 小野 聡美	・環境衛生技術職員研修会
8	係留所における豚のアニマルウェルフェア (AW) について	○石幡 響, 福田 純子, 小野 聡美	

1) 食と暮らしの安全推進課 2) 動物愛護センター 3) 小滝橋動物病院グループ (令和3年4月1日現在所属)

IV その他

1 県内食肉衛生検査所一覧

(令和3年3月31日現在)

機関名	所在地	電話番号
宮城県食肉衛生検査所	登米市米山町字桜岡今泉 314	0220 (55) 3752
仙台市食肉衛生検査所 ^{※1}	仙台市宮城野区扇町 6-3-6	022 (258) 6906

2 県内と畜場一覧

(令和3年3月31日現在)

と畜場 番号	名称	区分		所在地	許可 年月日	処理頭数(頭/日)	
						大/小	小動物換算
宮城県 4	宮城県食肉流通センター	民営	一般	登米市米山町字桜岡今泉 314	S56.2.7		一般 1,450 病畜 50
宮城県 6	宮城県畜産試験場内 簡易と畜場	公営	簡易	大崎市岩出山南沢字樋渡1	H21.3.30		10
仙台市 1	仙台市ミートプラント ^{※1}	公営	一般	仙台市宮城野区扇町 6-3-6	S50.6.18	200/950	1,550

3 県内食鳥処理場一覧

1) 検査対象食鳥処理場

(令和3年3月31日現在)

No.	処理場	所在地	許可年月日	年間予定 処理羽数	種類	主に処理さ れる品種
1	株式会社ウェルファムフーズ 宮城事業所	石巻市北村字涌谷沢 2-1	H13.5.22	8,400,000	鶏	ブロイラー

2) 認定小規模食鳥処理場

(令和3年3月31日現在)

No.	処理場	所在地	許可年月日	年間予定 処理羽数	種類	主に処理 される品 種
1	有限会社トミヤマ・スープ食品	大崎市鹿島台木間塚字 江合 580 番地の 2	H4.3.31	78,000	鶏	成鶏
2	有限会社フレッシュバルバリー	石巻市針岡字浦 95	H9.4.25	10,000	あひる 鶏	フランス鴨
3	宮崎かもかも倶楽部	加美郡加美町宮崎字 西原 2 番 44 の 2	H9.3.25	4,000	あひる 鶏	合鴨
4	天狗の丘食鶏処理場	大崎市田尻八幡字 天狗堂 138	H13.3.26	5,000	鶏	成鶏
5	カナール食品 ^{※2}	伊具郡丸森町 大内字青葉 43 番地	H4.3.31	休止中のため 処理予定なし	あひる	フランス鴨
6	町田食鶏処理場 ^{※2}	角田市角田字町田 368	H20.8.13	50,000	あひる	合鴨

※1 仙台市所管 ※2 仙南保健所所管

4 と畜・食鳥検査手数料（宮城県）

（と畜場法施行条例・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例）

（令和3年3月31日現在）

畜種		検査手数料（円）
牛	生後1年以上	1,000
	生後1月以上1年未満	500
	生後1月未満	100
馬		1,000
豚		350
めん羊		100
山羊		100
食鳥		3

5 と畜場使用料・解体料（宮城県食肉流通センター）

（認可年月日：令和元年9月25日）

畜種		と畜場使用料・解体料（円）	
		一般畜	病畜
牛	生後1年以上	8,107	21,472
	生後1月以上1年未満	3,058	5,808
	生後1月未満	1,958	3,718
馬		9,020	22,077
豚	普通	1,958	5,445
	大貫	3,245	8,184
めん羊		1,408	2,508
山羊		1,408	2,508

6 行政組織規則（抜粋）

昭和35年11月1日

宮城県規則第76号

（食肉衛生検査所）

第37条 と畜場法(昭和28年法律第114号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に規定する事務並びにと畜場及び食鳥処理場における食肉衛生に関する事務を行うため、食肉衛生検査所を設置する。

2 食肉衛生検査所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
宮城県食肉衛生検査所	登米市	宮城県(仙台市を除く。)の区域

3 食肉衛生検査所の所掌事務は、次のとおりとする。ただし、保健所の所管に属するものを除く。

- 1 獣畜のとさつ及び解体並びに食鳥処理の規制及び指導に関すること。
- 2 と畜場及び食鳥処理場の衛生指導に関すること。
- 3 と畜場及び食鳥処理場における食肉衛生に関すること。
- 4 と畜検査及び食鳥検査に関すること。

- 5 と畜, 食鳥肉等の精密検査に関すること。
- 6 獣畜, 食鳥, と畜, 食鳥肉等の調査研究に関すること。
- 7 と畜, 食鳥肉等の衛生統計に関すること。

・7 事務委任規則（抜粋）

昭和 35 年 11 月 1 日 宮城県規則第 77 号

（食肉衛生検査所長）

第 4 条の 2 食肉衛生検査所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 1 と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)の施行に関する次のこと。
 - イ 第 7 条第 6 項の規定による衛生管理責任者の氏名等の届出及び変更の届出の受理
 - ロ 第 10 条第 2 項の規定による作業衛生責任者の氏名等の届出及び変更の届出の受理
 - ハ 第 13 条第 1 項第 1 号の規定による自家用とさつの届出の受理並びに同条第 3 項の規定による取扱方法及び処理方法の指示
 - ニ 第 14 条第 1 項から第 4 項までの規定による獣畜及びその肉等の検査
 - ホ 第 14 条第 3 項第 2 号の規定による獣畜の皮等の持出しの許可
 - ヘ 第 16 条の規定によるとさつ及び解体の禁止並びに措置命令
 - ト 第 17 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査
 - チ 第 18 条第 1 項の規定による施設の使用の制限及び停止並びに同条第二項の規定によるとさつ及び解体の業務停止及び禁止
- 2 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)の施行に関する次のこと。
 - イ 第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定による食鳥検査
 - ロ 第 16 条第 7 項の規定による確認状況報告の受理並びに同条第九項の規定による指導及び助言
 - ハ 第 20 条の規定によるとさつ禁止等の措置
 - ニ 第 37 条第 1 項の規定による報告の徴収
 - ホ 第 38 条第 1 項の規定による立入検査及び収去
- 3 食品衛生法の施行に関する次のこと(食肉衛生に係るもので、かつ、と畜場及び食鳥処理場並びにこれらの敷地内に係るものに限る。)
 - イ 第 28 条第 1 項の規定による報告の要求, 臨検, 検査及び収去
 - ロ 第 59 条の規定による廃棄命令及び処置命令(第 6 条又は第 13 条第 2 項の規定に違反したものに限る。)

